

京都市告示第 129 号

計量法第21条第2項の規定に基づき、質量計定期検査を行います。

平成20年5月30日

京都市長 門川 大作

1 定期検査を行う区域

下京区、西京区、山科区、南区、左京区、右京区

2 検査の対象者

(1) ひょう量500kg超5t未満のものを使用するもの

(2) 20台以上の質量計を使用し、質量計の所在の場所での検査を  
希望するもの

3 定期検査の実施の期日

平成20年6月30日から7月31日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

(計量検査所)